

この程、勝原市にも振動規制法ならびに悪臭防止法に基づく規制地域と規制基準が定められ昭和五十三年四月一日から施行されています。

このことは昭和五十三年三月一日現在で届出等が必要と思われる工場・事業場等に対し、すでに市から各おりや届出用紙をお送りしておりますが、万一送付の工場・事業場がおりましたら市へご連絡ください。

なお、振動の規制基準については、施行後三年間（一部四年間）猶予され（特定建設作業については猶予期間なし）また悪臭の規制基準については施行後一年間（一部二年間）猶予されます。この猶予の対象になる者はいずれも昭和五十三年四月一日に当該事業場を設置している者に限られます。

■ 振動の規制区域は

工場や建設作業の振動、道路交通振動を防ぐため、第一種区域と第二種区域に分けられています。規制区域はA図のとおりです。

■ 工場・事業場は届出を

規制区域内で次の施設を設置している者は届出が必要です。

- ▽ 金属加工機械 ▽ 圧縮機 ▽ 土石用または鉱物の破碎機、摩擦機、ふるいおよび分級機
- ▽ 織機 ▽ コンクリートブロックマシンならびにコンクリート管製造機械およびコンクリート柱製造機械
- ▽ 印刷機械 ▽ゴム練用または合成樹脂練用のローラー機 ▽ 合成樹脂用射出成形機
- ▽ ブレーカーを使用する作業

■ 特定建設作業も届出を

規制区域内で次にあげる建設作業を行う場合も届出が必要です。

振動・悪臭の規制地域指定について

■ 悪臭物質は

悪臭物質は次のもので、これらを出している工場・事業場はその業種、経営主体のいかん等を問わず、すべて規制の対象となります。

- ▽ アンモニア ▽ メチルアルカブタン ▽ 硫化水素 ▽ 硫化メチル ▽ 二硫化メチル ▽ トリメチルアミン ▽ アセトアルデヒド ▽ スチレン

以上は振動・悪臭にかかる規制地域等の大要ですが、くわしいことは市総務課生活環境係へお問い合わせください。電話は八局一一一 内線二二〇 二二四

振動規制法に基づく規制区域図



悪臭防止法に基づく規制区域図



